

別表2

障がい区分の説明

スポーツの楽しさを体験して頂く大会ですので、厳密な障がい区分の判定は行いません。しかし、安全にそしてできるだけ公平に障がいを区分して競技を行いたいと思います。

障がいの状況に照らし合わせて障がい区分を確定してください。

例えば、障害者手帳に「脳性麻痺による四肢麻痺」と記載してあっても、上肢に著しい障がいがなく、左右での協調的な動作が可能で両上肢による車いす駆動が可能であれば区分7、四肢麻痺と記載してあっても片側の麻痺が顕著で片上下肢で車いすを駆動していれば区分8になります。

※彩の国ふれあいピック春季大会の障がい区分とは異なりますので、ご注意ください。

障がい区分		区分番号	障がい区分の説明
肢 体 不 自 由	切断・ 立位機能障がい	立位 上肢障がい	1 立位で競技を行う。 切断や欠損あるいは機能障がい、脊髄損傷不全麻痺で上肢が重度。
		立位 下肢障がい	2 立位で競技を行う。 切断や欠損あるいは機能障がい、脊髄損傷不全麻痺で下肢が重度。
		立位 体幹障がい	3 立位で競技を行う。 脳原性麻痺を除く頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに麻痺や変形のある立位者。脊椎カリエス等による体幹の障がい該当する。
	脊髄損傷等 車椅子	車椅子 四肢麻痺	4 車いすで競技を行う。 脳原性麻痺者以外で、両上肢の筋力が著明に低下しており、ほとんど握力のない車いす使用者。
		車椅子 区分4以外の車いす使用者	5 車いすで競技を行う。 脳原性麻痺以外の車いす使用者で、4の区分に該当しない者。脊髄損傷や両大腿切断、二分脊椎等による車いす使用者で、主に下肢に障がいがある。
	脳原性麻痺	車いす 四肢麻痺	6 車いすで競技を行う。 脳血管障がい・脳性麻痺・外傷性脳損傷・脊髄小脳変性症等、全て脳に起因し、四肢に障がいがある者。車いす駆動方法は問わない。
		車いす 対麻痺	7 車いすで競技を行う。 脳血管障害・脳性麻痺・外傷性脳損傷・脊髄小脳変性症等、脳に起因して下肢に障がいがある者。
		車いす 片麻痺	8 車いすで競技を行う。 脳血管障がい・脳性麻痺・外傷性脳損傷・脊髄小脳変性症等、全て脳に起因し、からだの片側に障がいがある者。
	立位	走不可	9 走ることができない者。
		走可能	10 走ることができる者。
	電動車いす		11 電動車いす使用者。障がいの種類は問わない
視覚障がい		12 視覚障がい。 ただし、視力0から0.03まであるいは視野5度以内の者のチャレンジ50m走はガイドをつけること。	
聴覚障がい		13 聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい者。	
知的障がい		14 知的障がい者。	
精神障がい		15 精神障がい者。	
内部障がい		16 ぼうこう及び直腸機能障がい。	
		17 区分16以外の内部障がい者。	